

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年7月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101340 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200051 号

第1 結論

請求者のA社における平成24年8月10日の標準賞与額を27万3,000円、同年12月17日の標準賞与額を26万円、平成25年8月12日の標準賞与額を26万6,000円、同年12月16日の標準賞与額を22万2,000円に訂正することが必要である。

平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日及び同年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日及び同年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成24年8月10日
② 平成24年12月17日
③ 平成25年8月12日
④ 平成25年12月16日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①から④までに係る賞与の記録がないことを知ったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、年金事務所が保有する他の従業員の当該期間に係る賞与明細書（以下「賞与明細書」という。）及び金融機関から提出された請求者に係る取引明細表（以下「取引明細表」という。）により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、賞与明細書及び取引明細表により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は27万3,000円、請求期間②は26万円、請求期間③は26万6,000円、請求期間④は22万2,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日及び同年12月16日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101606 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200052 号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年1月1日から平成23年1月1日に訂正し、別表1の第1欄に掲げる訂正期間に係る標準報酬月額を、同表の第4欄に掲げる標準報酬月額にそれぞれ訂正することが必要である。
平成23年1月1日から平成26年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成23年1月1日から平成26年1月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求期間②から⑦までについて、請求者のA社における別表2の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。
請求期間②から⑦までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る請求期間②から④までに係る別表2の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、請求期間⑤から⑦までに係る別表2の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 3 請求期間②から⑦までについて、請求者のA社における別表2の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。
請求期間②から⑦までに係る前記訂正後の標準賞与額（別表2の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年1月1日から平成26年1月1日まで
② 平成23年12月26日
③ 平成24年12月25日
④ 平成25年12月27日
⑤ 平成26年12月25日

⑥ 平成 27 年 12 月 25 日

⑦ 平成 28 年 12 月 26 日

ねんきん定期便にて A 社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、資格取得年月日が誤っていたため、同社に訂正を依頼し、同社は訂正の届出を行ったが、請求期間①の厚生年金保険の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。また、請求期間②から⑦までに係る標準賞与額の記録が漏れている。給与支払明細表及び賞与支払明細表を提出するので、調査の上、請求期間①から⑦までの記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録、請求者及び A 社から提出された給料支払明細表（以下「給料支払明細表」という。）並びに事業主回答により、請求者が請求期間①において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間①に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、上記給料支払明細表及び日本年金機構の回答から判断すると、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、それぞれ別表 1 の第 3 欄に掲げる額であると認められる。

さらに、給料支払明細表により、請求者の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、それぞれ別表 1 の第 2 欄に掲げる標準報酬月額であることが認められる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、給料支払明細表により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、別表 1 の第 4 欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 1 月から平成 25 年 12 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、当該期間における厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 8 月 26 日に、資格取得年月日を平成 26 年 1 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）が提出されており、仮に、事業主が当初、資格取得年月日を平成 23 年 1 月 1 日として届け出た場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会が複数回あったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届について記録していないとは通常考え難いことから、当初、オンライン記録のとおり、事業主から平成 26 年 1 月 1 日を資格取得日として資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 23 年 1 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②から⑦までについて、請求者及びA社から提出された賞与支払明細表（以下「賞与支払明細表」という。）並びに請求者から提出された金融機関の通帳の写しにより、請求者は事業主から、別表2の第1欄に掲げる賞与支給日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細表により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表2の第2欄又は第3欄のいずれか低い額である第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑦までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、請求期間②から④までの賞与支払日は、事業主が当初届出をした請求者の厚生年金保険の被保険者資格を取得した日（平成26年1月1日）より前の時期であって、かつ、上記1に記載のとおり、請求期間②から④までの賞与は、厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる請求期間①に支払われたものであることから、請求期間②から④までの賞与支払届は提出することができず、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が請求期間⑤から⑦までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間②から⑦までについて、賞与支払明細表により、別表2の第2欄に掲げる賞与支給額に見合う標準賞与額は、同表の第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表2の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間②から⑦までにおける別表2の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表1

第1欄 訂正期間	第2欄 厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	第3欄 本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	第4欄 厚生年金特例法訂正による標準報酬月額
① 平成23年1月1日から同年2月1日まで	28万円	32万円	28万円
② 平成23年2月1日から同年3月1日まで	34万円	32万円	32万円
③ 平成23年3月1日から同年4月1日まで	28万円	32万円	28万円
④ 平成23年4月1日から同年5月1日まで	32万円	32万円	32万円
⑤ 平成23年5月1日から同年9月1日まで	28万円	32万円	28万円
⑥ 平成23年9月1日から同年10月1日まで	34万円	32万円	32万円
⑦ 平成23年10月1日から同年11月1日まで	32万円	32万円	32万円
⑧ 平成23年11月1日から同年12月1日まで	34万円	32万円	32万円
⑨ 平成23年12月1日から平成24年2月1日まで	28万円	32万円	28万円
⑩ 平成24年2月1日から同年3月1日まで	36万円	32万円	32万円
⑪ 平成24年3月1日から同年4月1日まで	30万円	32万円	30万円
⑫ 平成24年4月1日から同年10月1日まで	28万円	32万円	28万円
⑬ 平成24年10月1日から同年11月1日まで	32万円	32万円	32万円
⑭ 平成24年11月1日から同年12月1日まで	30万円	32万円	30万円
⑮ 平成24年12月1日から平成25年2月1日まで	28万円	32万円	28万円
⑯ 平成25年2月1日から同年4月1日まで	34万円	32万円	32万円

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
訂正期間		厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正による標準報酬月額
⑯	平成 25 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで	32 万円	32 万円	32 万円
⑰	平成 25 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで	28 万円	32 万円	28 万円
⑱	平成 25 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで	30 万円	36 万円	30 万円
⑲	平成 25 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで	36 万円	36 万円	36 万円
⑳	平成 25 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで	28 万円	36 万円	28 万円
㉑	平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日まで	36 万円	36 万円	36 万円

別表 2

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給日	賞与支給額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正による標準賞与額	厚生年金保険法第 75 条本文訂正による標準賞与額
②	平成 23 年 12 月 26 日	30 万円	27 万 5,000 円	27 万 5,000 円	30 万円
③	平成 24 年 12 月 25 日	30 万円	26 万 9,000 円	26 万 9,000 円	30 万円
④	平成 25 年 12 月 27 日	25 万円	21 万 9,000 円	21 万 9,000 円	25 万円
⑤	平成 26 年 12 月 25 日	35 万円	30 万 1,000 円	30 万 1,000 円	35 万円
⑥	平成 27 年 12 月 25 日	35 万円	29 万 5,000 円	29 万 5,000 円	35 万円
⑦	平成 28 年 12 月 26 日	40 万円	33 万円	33 万円	40 万円